

令和7年1月21日

長久手市長 佐藤 有美 殿

長久手市特別職報酬等審議会
会長 石橋 健一



長久手市特別職の報酬等の改定について（答申）

令和7年1月8日付け7長人第1号の諮問については、長久手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

本審議会においては、諮問の内容について、一般市民の公募委員1名を含めた6名の委員により、県内の類似市の特別職の報酬等の状況、財政状況、職員の給与改定状況、消費者物価指数の推移などを基に、公正かつ慎重に審議しました。

社会情勢としては、物価高騰により消費者物価指数も上昇し賃金を上げる方向であること、令和6年人事院勧告に基づいて一般職の給料は増額改定（平均改定率3.0%）されていること、指定職についても、増額の勧告（平均改定率1.1%）がされていることを確認しました。一方、長久手市は、令和5年度の決算状況から財政力指数が1.06となり普通交付税不交付団体となっていますが、経常収支比率は94.7%と高く、今後についても、物価高騰の影響に加え、扶助費などの増加も著しく、引き続き厳しい財政運営となることから、事業総点検を行い事業削減・見直しに取り組んでいる状況を確認しました。

これらのことから、世の中の流れとしては引上げることが望ましいとの意見も一部ありましたが、現在の長久手市の厳しい財政状況を鑑みると、特別職及び議員の報酬等は据置きとすることが適当であるとししました。